

## 大分県UIJターン希望者面接支援及び大分県内企業インターンシップ支援 補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、大分県外から大分県へのUIJターン就職を促進するため、大分県にUIJターン就職を希望する者（以下「UIJターン希望者」という。）が、大分県内企業で就職の面接を受ける際に必要な旅費及び大分県外の学生が大分県内企業でのインターンシップ参加を行う際に必要な旅費に対して、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象者である「UIJターン希望者」及び「大分県外の学生」とは次のとおりとし、おおいた産業人財センターに登録した者とする。

補助金名	補助対象者
UIJターン希望者面接支援補助金	UIJターン希望者は、以下の1～4のいずれかの要件に該当する者であって大分県内への就職（就業地が大分県内）を希望する者 1. 現在の勤務地が大分県外の者 2. 現在無職で、直近の勤務地が大分県外の者 3. 大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校・高校等）の未就職卒業生 4. 大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校等）に所属し、卒業年次の者
県内企業インターンシップ支援補助金	大分県外の学生とは、大分県外に居住する大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校等）で修学している者であって大分県内企業でのインターンシップの参加を希望する者

### (用語の定義)

第3条 「大分県内企業」とは、次に定める企業のうち、県内の事務所又は事業所（本・支店、営業所、工場等の活動拠点を含む。）において新規雇用や雇用者の職場定着促進に取り組み、おおいた産業人財センターに登録する企業とする。

(1) 大分県中小企業活性化条例第2条に定める中小企業

(2) その他、誘致企業等県が政策的に必要と認める企業

2 「大分県外」とは、日本国内における大分県を除く都道府県をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助金名	補助対象経費	補助率
U I J ターン希望者面接支援補助金	1. 居住地と面接予定地の最寄駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費実費 2. 宿泊費実費（10,800円を上限とする）1泊分	1/2以内
県内企業インターンシップ支援補助金	1. 居住地とインターンシップ実施地の最寄駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費実費 2. 宿泊費実費（1泊あたり10,800円を上限とする）最大5泊分	1/2以内

補助は年度につき1人1回までの申請とする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添えて、大分県内企業での面接終了後及びインターンシップ実施後、当該年度の3月15日までにすみやかに知事に提出しなければならない。

補助金名	提出書類
U I J ターン希望者面接支援補助金	1. 大分県U I J ターン希望者面接支援補助金交付申請書及び実績報告書（第1-1号様式） 2. 居住地の確認できる公的証明書（運転免許証など）または公共料金の領収書（電気料金、水道料金など）の写し 3. 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類 4. 面接実施証明書（第2-1号様式） 5. 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式） 6. その他知事が必要と定める書類
県内企業インターンシップ支援補助金	1. 大分県内企業インターンシップ支援補助金交付申請書及び実績報告書（第1-2号様式） 2. 居住地の確認できる公的証明書（運転免許証など）または公共料金の領収書（電気料金、水道料金など）の写し 3. 大分県外の学生であることを確認できる書類（学生証の写し、在学証明書など） 4. 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類 5. インターンシップ実施証明書（第2-2号様式） 6. 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式） 7. その他知事が必要と定める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による額の確定を次のとおり行うものとする。

補助金名	通知書類
U I J ターン 希望者面接支 援補 助金	大分県U I J ターン希望者面接支援補助金交付決定通知書及び額の 確定通知書（第4-1号様式）
県内企業イン ターンシップ 支援補助金	大分県内企業インターンシップ支援補助金交付決定通知書及び額の 確定通知書（第4-2号様式）

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、次の書類を知事に提出しなければならない。

補助金名	提出書類
U I J ターン 希望者面接支 援補 助金	大分県U I J ターン希望者面接支援補助金交付請求書（第5-1号様 式）

県内企業インターンシップ支援補助金	大分県内企業インターンシップ支援補助金交付請求書(第5-2号様式)
-------------------	-----------------------------------

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。